

【小型車】

事故車等排除業務の実施に関する協定書(標準協定書：小型車)

中日本高速道路株式会社 ○○支社（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、甲の管理する高速道路（以下「高速道路」という。）上における交通事故又は故障等の原因により停止している車両（以下「事故車等」という。）のうち、小型車（車両総重量が概ね3 t未満の車両）に対する排除（引き起こし、けん引等）及び軽微な修理等（危険を伴わない範囲の軽微な修理、燃料油脂等の補給等）の作業（以下「排除作業」という。）並びにこれらに附帯する業務（併せて、以下「排除業務」といい、取次ぎを行う者が第三者に取り次いで排除業務を実施させる形態を含む。）の実施にあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高速道路における事故車等に対する排除業務に関して、甲乙間における連絡体制の確立と排除業務の実施に際して甲乙それぞれが遵守すべき事項について定め、もって排除業務の安全かつ迅速な遂行に寄与することを目的とする。

（排除業務の範囲）

第2条 乙は、○○自動車道○○インターチェンジ～○○インターチェンジの区間（以下「実施区間」という。）において、排除業務を実施するものとする。また、乙は、甲から出動要請があった場合には、事故車等排除業務参加申請書において予め出動について同意した、上記実施区間の隣接区間である○○自動車道△△インターチェンジ～△△インターチェンジの区間及び○○自動車道□□インターチェンジ～□□インターチェンジの区間において排除業務を実施するものとする。

2 乙は、排除業務を実施するにあたっては、高速道路の安全かつ円滑な交通を確保することに留意し、迅速かつ適正にこれを行わなければならない。

（排除業務の実施時間）

第3条 乙が排除業務を実施する時間は、毎日0時から24時までとする。ただし、車両の入れ替え、修理等特別の事由のため、別紙1により乙があらかじめ甲に協議し、甲がやむを得ないと認めた場合については、この限りでない。

（実施体制の確保）

第4条 乙は、排除業務を円滑に実施するために必要な車両及び人員を配置しなければならない。

（施設の貸与）

第5条 甲は、乙に対し排除業務を実施するための施設を貸与しない。ただし、甲が特に必要と

認める場合には、有償で貸与することができる。

- 2 甲及び乙は、前項ただし書きの規定により施設を貸与する場合には、別途施設使用に関する契約を締結する。

(排除業務の実施要請)

第6条 乙は、事故車等の運転者、その他の乗務員又はこれらの関係者（以下「運転者等」という。）の要請によるもののほか、緊急を要する場合において運転者等の不在等の事由により運転者等に代わって行う甲からの要請に基づき、排除業務を実施する。

- 2 前項に規定する運転者等に代わって行う甲からの要請は、原則として本実施区間及び隣接の実施区間における協定締結会社のうち、事故車等の位置、状況、協定締結会社の出動基地の所在地等を勘案し、当該事故車等の排除にあたって迅速な作業が可能であり、かつ当該排除作業現場に最も早く到着が可能な協定締結会社に対し行う。

- 3 第1項及び前項に基づく排除業務の実施要請の多寡について、甲は乙に対して責を負わない。

(排除業務上の留意事項)

第7条 乙は、排除業務の実施にあたっては、甲又は警察官の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、排除業務の実施にあたっては、事故車等の排除方法、料金の額等について、あらかじめ運転者等の承諾を得なければならない。ただし、緊急を要する場合で、運転者等の不在等の事由から甲又は警察官の要請により排除業務を実施する場合は、この限りでない。

- 3 乙は、排除業務の実施にあたっては、自ら装備する安全対策器材（発炎筒、セーフティーコーン・矢印板等の規制用器材又はヘルメット・安全チョッキ等の安全対策用被服等をいう。）をもって作業現場であることを明示する等、交通の安全と併せて自らの排除業務の安全を図らなければならない。

- 4 乙は、排除業務の実施にあたっては、道路法、道路交通法等の法令を遵守しなければならない。

- 5 乙は、甲の道路管制センターを経ずに直接、高速道路における事故車等の運転者等から排除業務の要請を受けた場合には、当該事故車等の停止位置、故障状況等について、直ちに甲の道路管制センターに通報しなければならない。

- 6 乙は、甲の道路管制センターへ、出動基地からの出発及び排除業務を実施する現場への到着後における排除作業開始・排除作業終了等の連絡を必ず行わなければならない。

- 7 乙から甲の道路管制センターへの通報又は連絡は、原則として乙の事業所等の固定電話、携帯電話又は非常電話によるものとする。

- 8 乙による事故車等の排除先は、原則として甲が管理する高速道路の区域（料金所の駐車場を含む。）以外の場所とする。ただし、料金所の駐車場等を当該事故車等の一時的な排除先とすることについて、警察官又は当該事故車等の運転者等から要請を受けた場合は、直ちに甲の道路

管制センターにこの旨の連絡をし、その承諾を得たうえで、当該事故車等を料金所の駐車場等に排除することができる。

(排除業務実施上の措置)

第8条 乙の排除業務実施に係る高速道路の通行料金は、有料とする。なお、現場で排除作業を実施すべき事故車等が発見できなかった場合についての通行料金の扱いも同様とする。

2 甲は、特に必要があると認められる場合には、乙から甲の道路管制センターへの通報又は連絡に必要な移動無線機を乙に無償で貸与することができる。

3 甲は、乙の排除作業の実施にあたり、可能な範囲で安全確保のための措置を講じるよう努める。

(料金等)

第9条 乙が排除業務の実施に伴い運転者等に請求する料金は、平成 年 月 日付けの申請(以下「申請」という。)の際に甲に提出した料金表に基づくものでなければならない。

2 本協定締結後において、料金を変更する場合には、変更する日の30日前までに別紙2により甲に届け出なければならない。

3 乙は、運転者等から排除業務に係る料金を受領した場合は、領収書を交付するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、排除業務実施上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(記録及び報告)

第11条 乙は、排除業務を実施した場合、第2条で規定する実施区間(又は甲から要請があった場合の隣接区間)ごとに毎月、車種別原因別故障等統計表(別紙3)を作成し、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、次の事項について記録し、甲の請求があった場合は、すみやかに甲に対して報告しなければならない。

- 一 出動日時及び場所
- 二 排除業務内容
- 三 料金明細

(排除業務の改善等)

第12条 甲は、前条第2項による報告を受けた場合、その他必要があると認めた場合は、乙に対し適切な措置を講じるよう指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。なお、第18条第2項に基づく場合には、乙は誓約書、違反理由書及び改善提案書等の提出を行うものとする。

(協力業務)

第13条 乙は、排除業務実施中に高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれのある物件又は事象を発見した場合は、直ちに甲の道路管制センターに通報し、その指示を受けるとともに、可能な範囲で交通の安全確保に必要な措置を講じるよう努めるものとする。なお、甲の道路管制センターへの通報は、第7条第7項に準じる。

2 乙は、大規模な地震・津波など災害の発生により甲が出動を要請した場合には、可能な限りこれに協力しなければならない。なお、その排除業務に係る費用については、甲乙協議するものとする。

(排除業務実施中の事故報告等)

第14条 乙は、排除業務の実施に起因して事故が発生した場合は、直ちに甲の道路管制センターに通報し、その指示を受けなければならない。なお、甲の道路管制センターへの通報は、第7条第7項に準じる。

(排除作業の委託等)

第15条 乙は、申請の際に甲に届け出た排除作業の一部を委託する第三者(以下「一部委託先」という。)若しくは排除作業の実施を取り次ぐ第三者(以下「取次ぎ先」という。)を変更しようとする場合は、別紙4によりあらかじめ甲に届け出なければならない。一部委託先に対する委託内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 第3条本文、第4条、第5条、第7条第1項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項、第8条、第9条第1項、第10条、第13条第1項、第14条、第18条第1項第三号並びに第20条の規定は、乙の一部委託先若しくは取次ぎ先に対して、乙と同様に適用され、乙は、当該一部委託先若しくは取次ぎ先の行う排除作業に関する一切の責を負う。

3 甲は、乙の一部委託先若しくは取次ぎ先が前項に掲げる本協定書の条項に違反していると認める場合は、第12条第1項の規定に準じて乙に対し適切な措置を講じるよう指示することができる。

4 乙は、前項の指示を受けた場合は、乙の一部委託先若しくは取次ぎ先に対し必要な措置を講じなければならない。

(事業協同組合)

第16条 前条の規定は、事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に定める事業協同組合をいう。)について準用する。この場合において、第1項中「排除作業の一部を委託する第三者(以下「一部委託先」という。)若しくは排除作業の実施を取り次ぐ第三者(以下「取次ぎ先」という。)」とあるのは「乙の組合員」と、「一部委託先」とあるのは「組合員」と、第2項から第4項中「一部委託先若しくは取次ぎ先」とあるのは「組合員」とそれぞれ読み替える。

(申請内容の変更等)

第17条 乙は、第9条第2項及び第15条第1項に定めるもののほか、申請した内容に変更が生じた、又は生じるおそれがある場合には、別紙5により直ちに甲に届け出なければならない。

2 乙は、申請内容の変更如何にかかわらず、排除業務を正常に実施することが困難であると認められる事態が発生した、又は発生するおそれがある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(対応措置)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、必要な措置をとることができる。

一 第3条、第4条、第9条第1項及び第2項、第10条、第11条、第12条第2項、第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定に違反したとき。

二 申請した内容の変更により、協定締結に必要な要件を満たさなくなったとき。

三 申請した内容の変更その他の理由により、排除業務を正常に実施することが困難であると認められるとき。

四 故意又は重大な過失により、第三者に対して重大な損害を与える行為、又は高速道路の安全かつ円滑な交通の確保の妨げとなるような行為があったとき。

五 協定の前提となる申請の内容に虚偽記載事項が発見されたとき。

六 協定期間中に法人の役員又は事業所等の代表者が、禁固以上の刑に処せられ、又は処せられたことが発覚した場合。ただし、協定の締結以前に刑の執行を終え、又は刑の執行の免除を受けその期間が満了している場合を除く。

七 前各号のほか、協定期間中に協定締結会社として不適格であると認められる事実が発生したとき。

2 前項で適用する必要な措置については、以下のとおりとする。甲は違反の内容等を勘察し、必要な措置を決定するものとする。なお、前項第一号に規定する第12条第2項に違反する場合においては、第一号を適用しないものとする。

一 第12条に基づく排除業務の改善等に係る指示

二 第6条に定める甲の道路管制センター経由の実施要請の停止

三 本協定の解除

3 乙は、この協定を継続し難い特別の事由が生じた場合は、甲に対し、この協定の解除を申し出ることができる。この場合において、乙は協定を解除する日の30日前までに別紙6により申し出なければならない。

4 第2項及び第3項の規定により協定期間中に協定の解除に至った場合、乙は、協定の解除の日から2年間は、協定締結会社となることができない。

(紛争の解決)

第19条 排除業務の実施に起因する運転者等との紛争については、乙の責任において解決する。

(損害賠償)

第20条 乙は、排除業務の実施中又は排除業務に関連して、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害の賠償の責を負わなければならない。

2 乙が排除業務の実施中又は排除業務に関連して、運転者等又はその他の第三者から損害を受けた場合、甲はその責を一切負わない。

3 甲は、乙の排除業務の実施中又は排除業務に関連して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、その損害の賠償の責を負わなければならない。

(協定期間)

第21条 本協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(協定に基づく届け出等)

第22条 乙は、本協定に基づく甲に対する届け出等を実施区間を担当する保全・サービスセンターを経由して提出しなければならない。

(協定の変更)

第23条 甲又は乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、相互に協議しなければならない。

(中間検査の実施)

第24条 甲は、協定締結期間において、乙又は乙の委託先及び取り次ぎ先の出動基地等に係る現地踏査やヒアリング等中間検査を実施する。この場合、乙は当該検査に立ち会うとともに、必要な書類の提出などに協力するものとする。(【随時受付の場合に記載】なお、協定の期間が3年未満の場合には中間検査を実施しない場合があります。)

(疑義事項)

第25条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議するものとする。

平成 年 月 日

甲 中日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長

乙

別紙 1

平成 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社

支社長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者名) 〇〇〇〇 印

事故車等排除業務の一時休止について（協議）

下記のとおり事故車等排除業務を一時休止せざるを得ませんので、平成〇〇年〇〇月〇〇日付
けで貴社と締結した「事故車等排除業務の実施に関する協定書」第3条の規定に基づき、協議い
たします。

記

1. 排除業務実施区間

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

2. 対象車種区分

小型車

3. 担当保全・サービスセンター

〇〇（保）

4. 一時休止の期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

5. 一時休止の理由

以 上

別紙 2

平成 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社

支社長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者名) 〇〇〇〇 印

事故車等排除業務に係る料金の変更について（届出）

事故車等排除業務に係る料金について、下記のとおり変更したいので、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社と締結した「事故車等排除業務の実施に関する協定書」第9条第2項の規定に基づき、届け出いたします。

記

1. 排除業務実施区間

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

2. 対象車種区分

小型車

3. 担当保全・サービスセンター

〇〇（保）

4. 料金の変更内容

5. 料金の変更理由

6. 料金の変更予定時期

平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施予定

7. 添付書類

変更後の料金表

変更後の料金計算例（※申請書の別記様式6-1を使用してください。）

以 上

車種別原因別故障等統計表(平成 年 月分)

(協定締結会社名)

(担当保全・サービスセンター名)

(道路名)

(区間)

故障等原因別	車種	バス類			兼用		小貨物		普通貨物			大貨物		二輪車		不明	計		
		マイクロバス	路線バス	その他	兼用	軽乗用	軽貨物	小貨物	貨兼	普通	大貨	特大	特殊	自二	その他		件数	構成比(%)	
故障	エンジン	冷却装置	ウォーターポンプ																
		ファンベルト																	
		ボアズ類																	
		水不足・水漏れ																	
		その他																	
	潤滑系統	オイル不足																	
	燃料系統	気化器・噴射ポンプ																	
		燃料系統																	
		燃料切れ																	
		その他																	
	電気系統	点検ラケ																	
		ディストリビューター																	
		発電機(オルタネーターを含む)																	
	その他	その他																	
		その他																	
	シャーシ及び車体	クラッチ																	
		変速機																	
		プロペラシャフト																	
		デフシャフト																	
		タイヤ																	
その他	車輪																		
	その他																		
	操行装置																		
故障計	ブレーキ																		
事故	ラック類																		
	配線																		
故障・事故統計	その他																		
	故障計	件数																	
事故	事故計	構成比(%)																	
	故障・事故統計	件数																	
故障・事故統計	事故計	構成比(%)																	
	故障・事故統計	構成比(%)																	

(注1) 対応した車両1台を1件として計上してください。
 (注2) 出勤理由(故障又は事故)別に計上し、故障・事故の両方で計上しないよう注意してください。(事故の場合は、原因別に分ける必要はありませんので一括して計上してください。)
 (注3) 故障の原因別に計上する場合は、「主たる故障原因」のところに計上し、対応した1台が複数計上しないよう注意してください。

平成 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社

支社長 〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者名) 〇〇 〇〇 印

事故車等排除業務に係る一部委託先[取次ぎ先・組合員]の変更について (届出)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社に提出した「事故車等排除業務参加申請書」のうち、排除作業の一部委託先[取次ぎ先・組合員]を下記のとおり変更したいので、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社と締結した「事故車等排除業務の実施に関する協定書」第15条第1項の規定に基づき、届け出いたします。

記

1. 排除業務実施区間

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

2. 対象車種区分

小型車

3. 担当保全・サービスセンター

〇〇 (保)

4. 変更の対象となる一部委託先[取次ぎ先・組合員]

5. 変更内容

(変更前)

(変更後)

6. 変更理由

7. 変更予定時期

平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施予定

以 上

平成 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社

支社長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者名) 〇〇〇〇 印

事故車等排除業務に係る申請内容の変更について（届出）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社に提出した「事故車等排除業務参加申請書」のうち、〇〇〇〇に関する内容を下記のとおり変更したいので、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴公団と締結した「事故車等排除業務の実施に関する協定書」第17条第1項の規定に基づき、届け出いたします。

記

1. 排除業務実施区間

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

2. 対象車種区分

小型車

3. 担当保全・サービスセンター

〇〇（保）

4. 変更となる申請事項

5. 変更内容

(変更前)

(変更後)

6. 変更理由

7. 変更予定時期

平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施予定

以 上

平成 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社

支社長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者名) 〇〇〇〇 印

事故車等排除業務の実施に関する協定の解除について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社と締結した「事故車等排除業務の実施に関する協定」の継続が困難となりましたので、下記のとおり同協定を解除したく、同協定書第18条第3項の規定に基づき、申し入れます。

ご異議がなければ、その旨、ご回答願います。

記

1. 排除業務実施区間

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

2. 対象車種区分

小型車

3. 担当保全・サービスセンター

〇〇(保)

4. 協定の解除理由

5. 協定解除時期

平成〇〇年〇〇月〇〇日

以 上

【大型車】

事故車等排除業務の実施に関する協定書(標準協定書：大型車)

中日本高速道路株式会社 ○○支社（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、甲の管理する高速道路（以下「高速道路」という。）上における交通事故又は故障等の原因により停止している車両（以下「事故車等」という。）のうち、大型車（車両総重量が概ね3 t以上の車両）に対する排除（引き起こし、けん引等）及び軽微な修理等（危険を伴わない範囲の軽微な修理、燃料油脂等の補給等）の作業（以下「排除作業」という。）並びにこれらに附帯する業務（併せて、以下「排除業務」といい、取次ぎを行う者が第三者に取り次いで排除業務を実施させる形態を含む。）の実施にあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高速道路における事故車等に対する排除業務に関して、甲乙間における連絡体制の確立と排除業務の実施に際して甲乙それぞれが遵守すべき事項について定め、もって排除業務の安全かつ迅速な遂行に寄与することを目的とする。

（排除業務の範囲）

第2条 乙は、○○自動車道○○インターチェンジ～○○インターチェンジの区間（以下「実施区間」という。）において、排除業務を実施するものとする。また、乙は、甲から出動要請があった場合には、事故車等排除業務参加申請書において予め出動について同意した、上記実施区間の隣接区間である○○自動車道△△インターチェンジ～△△インターチェンジの区間及び○○自動車道□□インターチェンジ～□□インターチェンジの区間において排除業務を実施するものとする。

2 乙は、排除業務を実施するにあたっては、高速道路の安全かつ円滑な交通を確保することに留意し、迅速かつ適正にこれを行わなければならない。

（排除業務の実施時間）

第3条 乙が排除業務を実施する時間は、毎日0時から24時までとする。ただし、車両の入れ替え、修理等特別の事由のため、別紙1により乙があらかじめ甲に協議し、甲がやむを得ないと認めた場合については、この限りでない。

（実施体制の確保）

第4条 乙は、排除業務を円滑に実施するために必要な車両及び人員を配置しなければならない。

（施設の貸与）

第5条 甲は、乙に対し排除業務を実施するための施設を貸与しない。ただし、甲が特に必要と認める場合には、有償で貸与することができる。

2 甲及び乙は、前項ただし書きの規定により施設を貸与する場合には、別途施設使用に関する

契約を締結する。

(排除業務の実施要請)

第6条 乙は、事故車等の運転者、その他の乗務員又はこれらの関係者（以下「運転者等」という。）の要請によるもののほか、緊急を要する場合において運転者等の不在等の事由により運転者等に代わって行う甲からの要請に基づき、排除業務を実施する。

2 前項に規定する運転者等に代わって行う甲からの要請は、原則として本実施区間及び隣接の実施区間における協定締結会社のうち、事故車等の位置、状況、協定締結会社の出動基地の所在地等を勘案し、当該事故車等の排除にあたって迅速な作業が可能であり、かつ当該排除作業現場に最も早く到着が可能な協定締結会社に対し行う。

3 第1項及び前項に基づく排除業務の実施要請の多寡について、甲は乙に対して責を負わない。

(排除業務上の留意事項)

第7条 乙は、排除業務の実施にあたっては、甲又は警察官の指示に従わなければならない。

2 乙は、排除業務の実施にあたっては、事故車等の排除方法、料金の額等について、あらかじめ運転者等の承諾を得なければならない。ただし、緊急を要する場合で、運転者等の不在等の事由から甲又は警察官の要請により排除業務を実施する場合は、この限りでない。

3 乙は、排除業務の実施にあたっては、自ら装備する安全対策器材（発炎筒、セーフティーコーン・矢印板等の規制用器材又はヘルメット・安全チョッキ等の安全対策用被服等をいう。）をもって作業現場であることを明示する等、交通の安全と併せて自らの排除業務の安全を図らなければならない。

4 乙は、排除業務の実施にあたっては、道路法、道路交通法等の法令を遵守しなければならない。

5 乙は、甲の道路管制センターを経ずに直接、高速道路における事故車等の運転者等から排除業務の要請を受けた場合には、当該事故車等の停止位置、故障状況等について、直ちに甲の道路管制センターに通報しなければならない。

6 乙は、甲の道路管制センターへ、出動基地からの出発及び排除業務を実施する現場への到着後における排除業務開始・排除業務終了等の連絡を必ず行わなければならない。

7 乙から甲の道路管制センターへの通報又は連絡は、原則として乙の事業所等の固定電話、携帯電話又は非常電話によるものとする。

8 乙による事故車等の排除先は、原則として甲が管理する高速道路の区域（料金所の駐車場を含む。）以外の場所とする。ただし、料金所の駐車場等を当該事故車等の一時的な排除先とすることについて、警察官又は当該事故車等の運転者等から要請を受けた場合は、直ちに甲の道路管制センターにこの旨の連絡をし、その承諾を得たうえで、当該事故車等を料金所の駐車場等に排除することができる。

(排除業務実施上の措置)

第8条 乙の排除業務実施に係る高速道路の通行料金は、有料とする。なお、現場で排除業務を

実施すべき事故車等が発見できなかった場合についての通行料金の扱いも同様とする。

2 甲は、特に必要があると認められる場合には、乙から甲の道路管制センターへの通報又は連絡に必要な移動無線機を乙に無償で貸与することができる。

3 甲は、乙の排除作業の実施にあたり、可能な範囲で安全確保のための措置を講じるよう努める。

(料金等)

第9条 乙が排除業務の実施に伴い運転者等に請求する料金は、平成 年 月 日付けの申請(以下「申請」という。)の際に甲に提出した料金表に基づくものでなければならない。

2 本協定締結後において、料金を変更する場合には、変更する日の30日前までに別紙2により甲に届け出なければならない。

3 乙は、運転者等から排除業務に係る料金を受領した場合は、領収書を交付するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、排除業務実施上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(記録及び報告)

第11条 乙は、排除業務を実施した場合、第2条で規定する実施区間(又は甲から要請があった場合の隣接区間)ごとに毎月、車種別原因別故障等統計表(別紙3)を作成し、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、次の事項について記録し、甲の請求があった場合は、すみやかに甲に対して報告しなければならない。

一 出動日時及び場所

二 排除業務内容

三 料金明細

(排除業務の改善等)

第12条 甲は、前条第2項による報告を受けた場合、その他必要があると認めた場合は、乙に対し適切な措置を講じるよう指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。なお、第18条第2項に基づく場合には、乙は誓約書、違反理由書及び改善提案書等の提出を行うものとする。

(協力業務)

第13条 乙は、排除業務実施中に高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれのある物件又は事象を発見した場合は、直ちに甲の道路管制センターに通報し、その指示を受けるとともに、可能な範囲で交通の安全確保に必要な措置を講じるよう努めるものとする。なお、甲の道路管制センターへの通報は、第7条第7項に準じる。

2 乙は、大規模な地震・津波など災害の発生により甲が出動を要請した場合には、可能な限りこれに協力しなければならない。なお、その排除業務に係る費用については、甲乙協議するものとする。

(排除業務実施中の事故報告等)

第14条 乙は、排除業務の実施に起因して事故が発生した場合は、直ちに甲の道路管制センターに通報し、その指示を受けなければならない。なお、甲の道路管制センターへの通報は、第7条第7項に準じる。

(排除作業の委託等)

第15条 乙は、申請の際に甲に届け出た排除作業の一部を委託する第三者(以下「一部委託先」という。)若しくは排除作業の実施を取り次ぐ第三者(以下「取次ぎ先」という。)を変更しようとする場合は、別紙4によりあらかじめ甲に届け出なければならない。一部委託先に対する委託内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 第3条本文、第4条、第5条、第7条第1項、第3項、第4項、第6項、第7項及び第8項、第8条、第9条第1項、第10条、第13条第1項、第14条、第18条第1項第三号並びに第20条の規定は、乙の一部委託先若しくは取次ぎ先に対して、乙と同様に適用され、乙は、当該一部委託先若しくは取次ぎ先の行う排除作業に関する一切の責を負う。

3 甲は、乙の一部委託先若しくは取次ぎ先が前項に掲げる本協定書の条項に違反していると認める場合は、第12条第1項の規定に準じて乙に対し適切な措置を講じるよう指示することができる。

4 乙は、前項の指示を受けた場合は、乙の一部委託先若しくは取次ぎ先に対し必要な措置を講じなければならない。

(事業協同組合)

第16条 前条の規定は、事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に定める事業協同組合をいう。)について準用する。この場合において、第1項中「排除作業の一部を委託する第三者(以下「一部委託先」という。)若しくは排除作業の実施を取り次ぐ第三者(以下「取次ぎ先」という。)」とあるのは「乙の組合員」と、「一部委託先」とあるのは「組合員」と、第2項から第4項中「一部委託先若しくは取次ぎ先」とあるのは「組合員」とそれぞれ読み替える。

(申請内容の変更等)

第17条 乙は、第9条第2項及び第15条第1項に定めるもののほか、申請した内容に変更が生じた、又は生じるおそれがある場合には、別紙5により直ちに甲に届け出なければならない。

2 乙は、申請内容の変更如何にかかわらず、排除業務を正常に実施することが困難であると認められる事態が発生した、又は発生するおそれがある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(対応措置)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、必要な措置をとることができる。

一 第3条、第4条、第9条第1項及び第2項、第10条、第11条、第12条第2項、第1

5条第1項及び第4項並びに第17条の規定に違反したとき。

二 申請した内容の変更により、協定締結に必要な要件を満たさなくなったとき。

三 申請した内容の変更その他の理由により、排除業務を正常に実施することが困難であると認められるとき。

四 故意又は重大な過失により、第三者に対して重大な損害を与える行為、又は高速道路の安全かつ円滑な交通の確保の妨げとなるような行為があったとき。

五 協定の前提となる申請の内容に虚偽記載事項が発見されたとき。

六 協定期間中に法人の役員又は事業所等の代表者が、禁固以上の刑に処せられ、又は処せられたことが発覚した場合。ただし、協定の締結以前に刑の執行を終え、又は刑の執行の免除を受けその期間が満了している場合を除く。

七 前各号のほか、協定期間中に協定締結会社として不適格であると認められる事実が発生したとき。

2 前項で適用する必要な措置については、以下のとおりとする。甲は違反の内容等を勘案し、必要な措置を決定するものとする。なお、前項第一号に規定する第12条第2項に違反する場合においては、第一号を適用しないものとする。

一 第12条に基づく排除業務の改善等に係る指示

二 第6条に定める甲の道路管制センター経由の実施要請の停止

三 本協定の解除

3 乙は、この協定を継続し難い特別の事由が生じた場合は、甲に対し、この協定の解除を申し出ることができる。この場合において、乙は協定を解除する日の30日前までに別紙6により申し出なければならない。

4 第2項及び第3項の規定により協定期間中に協定の解除に至った場合、乙は、協定の解除の日から2年間は、協定締結会社となることができない。

(紛争の解決)

第19条 排除業務の実施に起因する運転者等との紛争については、乙の責任において解決する。

(損害賠償)

第20条 乙は、排除業務の実施中又は排除業務に関連して、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害の賠償の責を負わなければならない。

2 乙が排除業務の実施中又は排除業務に関連して、運転者等又はその他の第三者から損害を受けた場合、甲はその責を一切負わない。

3 甲は、乙の排除業務の実施中又は排除業務に関連して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、その損害の賠償の責を負わなければならない。

(協定期間)

第21条 本協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(協定に基づく届け出等)

第22条 乙は、本協定に基づく甲に対する届け出等を実施区間を担当する保全・サービスセンター等を経由して提出しなければならない。

(協定の変更)

第23条 甲又は乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、相互に協議しなければならない。

(中間検査の実施)

第24条 甲は、協定締結期間において、乙又は乙の委託先及び取り次ぎ先の出勤基地等に係る現地踏査やヒアリング等中間検査を実施する。乙は当該検査に立ち会うとともに、必要な書類の提出などに協力するものとする。(【随時受付の場合に記載】なお、協定の期間が3年未満の場合には中間検査を実施しない場合があります。)

(疑義事項)

第25条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議するものとする。

平成 年 月 日

甲 中日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長

乙

平成 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長 〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者名) 〇〇 〇〇 印

事故車等排除業務の一時休止について (協議)

下記のとおり事故車等排除業務を一時休止せざるを得ませんので、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社と締結した「事故車等排除業務の実施に関する協定書」第3条の規定に基づき、協議いたします。

記

1. 排除業務実施区間

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

2. 対象車種区分

大型車

3. 担当保全・サービスセンター

〇〇 (保)

4. 一時休止の期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

5. 一時休止の理由

以 上

平成 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長 〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者名) 〇〇 〇〇 印

事故車等排除業務に係る料金の変更について (届出)

事故車等排除業務に係る料金について、下記のとおり変更したいので、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社と締結した「事故車等排除業務の実施に関する協定書」第9条第2項の規定に基づき、届け出いたします。

記

1. 排除業務実施区間

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

2. 対象車種区分

大型車

3. 担当保全・サービスセンター

〇〇 (保)

4. 料金の変更内容

5. 料金の変更理由

6. 料金の変更予定時期

平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施予定

7. 添付書類

変更後の料金表

変更後の料金計算例 (※申請書の別記様式6-2を使用してください。)

以 上

車種別原因別故障等統計表(平成 年 月分)

(協定締結会社名)

(担当保安・サービスセンター名)

(道路名)

(区間)

故障等原因別	車種	バス類			兼用		小貨物		普貨類				二輪車		不明	計				
		マロイバス	路線バス	その他	乗用	軽乗用	軽貨物	小貨物	貨兼客用	普貨運物	大貨型物	特大型	自二	その他		件数	構成比(%)			
エンジン	冷却装置	ウォーターポンプ																		
		ファンベルト																		
		ホース類																		
		水不足・水漏れ																		
		その他																		
		潤滑系統	オイル不足																	
		その他																		
		燃料系統	気化器・噴射ポンプ																	
		その他																		
		その他																		
エンジン	電気系統	点火プラグ																		
		ディストリビューター																		
		発電機(オルタネーターを含む)																		
		スターター																		
		バッテリー																		
		その他																		
		その他																		
		その他																		
		その他																		
		その他																		
シャーシ及び車体	走行装置	クラッチ																		
		変速機																		
		プロペラシャフト																		
		デフリシャル																		
		タイヤ																		
		車輪																		
		その他																		
		その他																		
		その他																		
		その他																		
事故	事故計	件数																		
		構成比(%)																		
故障・事故統計	故障・事故計	件数																		
		構成比(%)																		

(注1) 対応した車両1台を1件として計上してください。
 (注2) 出動理由(故障又は事故)別に計上し、故障・事故の両方で計上しないよう注意してください。(事故の場合は、原因別に分ける必要はありませんので一括して計上してください。)
 (注3) 故障の原因別に計上する場合は、「主たる故障原因」のところに計上し、対応した1台が複数計上しないよう注意してください。

平成 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長 〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者名) 〇〇 〇〇 印

事故車等排除業務に係る一部委託先[取次ぎ先・組合員]の変更について(届出)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社に提出した「事故車等排除業務参加申請書」のうち、排除作業の一部委託先[取次ぎ先・組合員]を下記のとおり変更したいので、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社と締結した「事故車等排除業務の実施に関する協定書」第15条第1項の規定に基づき、届け出いたします。

記

1. 排除業務実施区間

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

2. 対象車種区分

大型車

3. 担当保全・サービスセンター

〇〇(保)

4. 変更の対象となる一部委託先[取次ぎ先・組合員]

5. 変更内容

(変更前)

(変更後)

6. 変更理由

7. 変更予定時期

平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施予定

以 上

平成 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長 〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者名) 〇〇 〇〇 印

事故車等排除業務に係る申請内容の変更について（届出）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社に提出した「事故車等排除業務参加申請書」のうち、〇〇〇〇に関する内容を下記のとおり変更したいので、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社と締結した「事故車等排除業務の実施に関する協定書」第17条第1項の規定に基づき、届け出いたします。

記

1. 排除業務実施区間

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

2. 対象車種区分

大型車

3. 担当保全・サービスセンター

〇〇（保）

4. 変更となる申請事項

5. 変更内容

（変更前）

（変更後）

6. 変更理由

7. 変更予定時期

平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施予定

以 上

平成 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長 〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者名) 〇〇 〇〇 印

事故車等排除業務の実施に関する協定の解除について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社と締結した「事故車等排除業務の実施に関する協定」の継続が困難となりましたので、下記のとおり同協定を解除したく、同協定書第18条第3項の規定に基づき、申し入れます。

ご異議がなければ、その旨、ご回答願います。

記

1. 排除業務実施区間

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

〇〇自動車道 〇〇インターチェンジ～〇〇インターチェンジ

2. 対象車種区分

大型車

3. 担当保全・サービスセンター

〇〇(保)

4. 協定の解除理由

5. 協定解除時期

平成〇〇年〇〇月〇〇日

以 上